

知っておきたい

暮らしてお金のいろは

第24回

Q 85歳になる認知症の母親と同居中です。誤って他人にケガをさせたり、物を壊したりしないか心配です。そのような場合に備える「個人賠償責任保険」があると聞きました。どのような保険が教えてください。(60代 女性)

A 個人賠償責任保険とは、「他人にケガをさせてしまった」「財物を壊してしまった」など、日常生活における偶然的な事故で、法律上の損害賠償責任を負うことになってしまったときに補償される保険です。

2007年に愛知県内で認知症の男性が徘徊中に電車にはねられた事故で、鉄道会社が運送費などの損害賠償を家族に求めた訴訟がありました。最高裁の判決では「家族に責任はない」となりましたが、争点は「監督義務者」についてでした。「家族の監督責任」は他の事例でも争点になります。

そのような偶然的な事故が起きた時の賠償責任に備える保険が「個人賠償責任保険」です。自動車保険や火災保険、傷害保険などの特約として加入するのが一般的で、年間2000円程度と比較的手頃な保険料で加入できます。また、家族の1人が加入すると、加入者本人のほか、配偶者や同居の親族、別居の未婚の子までが対象になります。高齢者や小さなお子さんがいる場合など、万が一に備えて加入すると安心な保険です。

加入の際は、家庭の環境やライフスタイルに合わせて、補償内容や保険金の支払い対象についても確認が必要です。まずは身近なファイナンシャルプランナーに相談することをお勧めします。

対象となるケース(例)



水道の蛇口を閉め忘れ、マンションの階下に水漏れを起こしてしまった。



買い物途中、店内に陳列してある商品を落として破損させてしまった。



横断歩道を歩いていた高齢者と接触し、ケガをさせた。

2016年6月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取扱いには、税理士または所轄の税務署にご相談ください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属。AFP・住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国0970の1 ☎0120・1220665

